2023年度主要農作種子生産状況に関するアンケート調査結果

２０．種子生産事業資料		
		右下ページ
1	北海道	1ページ
3	岩手県	2ページ
5	秋田県	5ページ
7	福島県	6ページ
8	茨城県	7ページ
21	岐阜県	12ページ
22	静岡県	13ページ
23	愛知県	14ページ
24	三重県	16ページ
25	滋賀県	17ページ
30	和歌山県	18ページ
31	鳥取県	19ページ
35	山口県	20ページ
36	徳島県	21ページ
37	香川県	22ページ
45	宮崎県	23ページ
46	鹿児島県	24ページ
47	沖縄県	25ページ

北海道における作物ごとの種子の生産体制等（条例施行後）

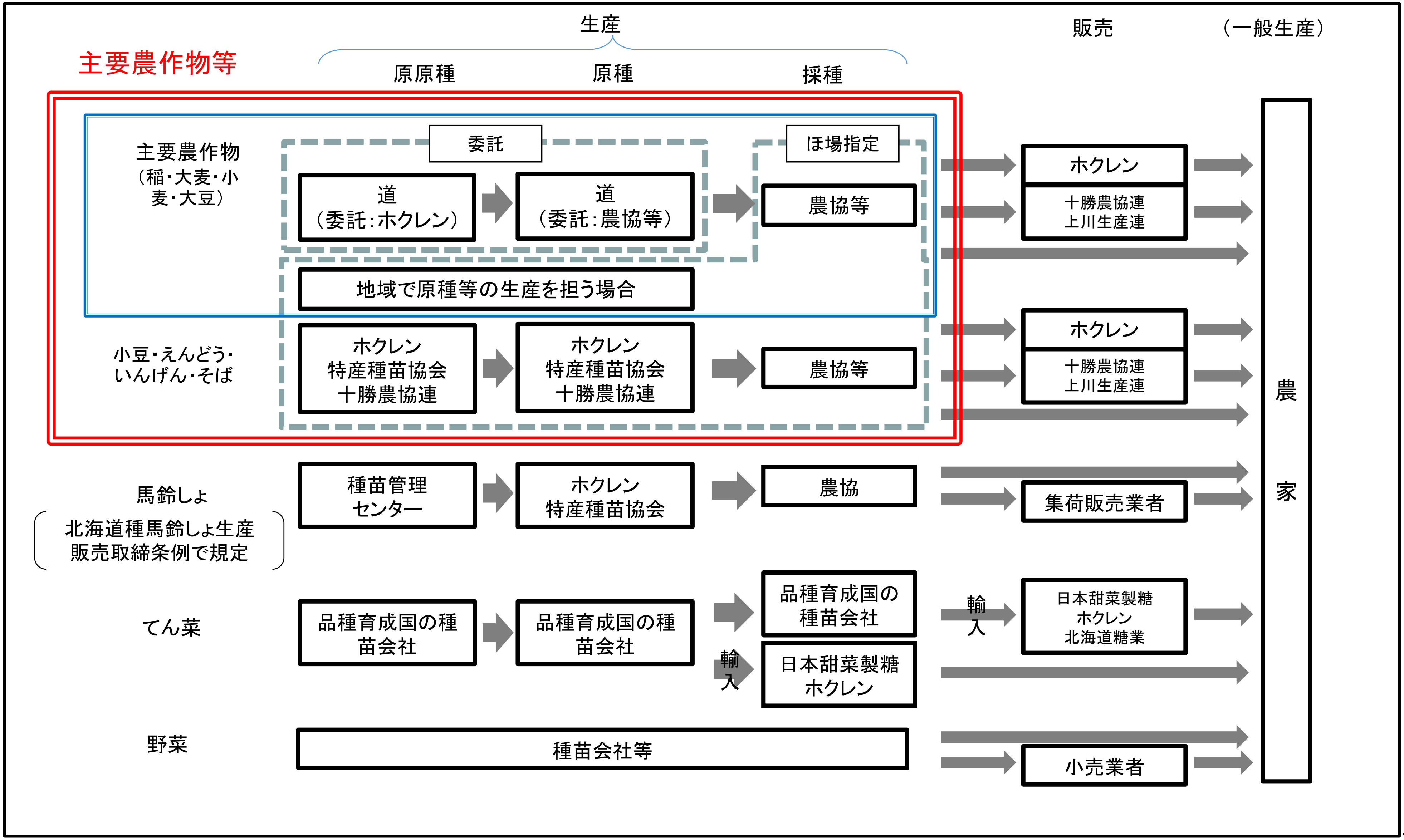

4　本県の種子生産体制

奨励品種に採用

育成地

系統（おおもとの種子）

＜農業研究センター＞

系統栽培 → 原原種（原種ほの「もと種」）生産

原　種（採種ほの「もと種」）生産

4　本県の種子生産体制

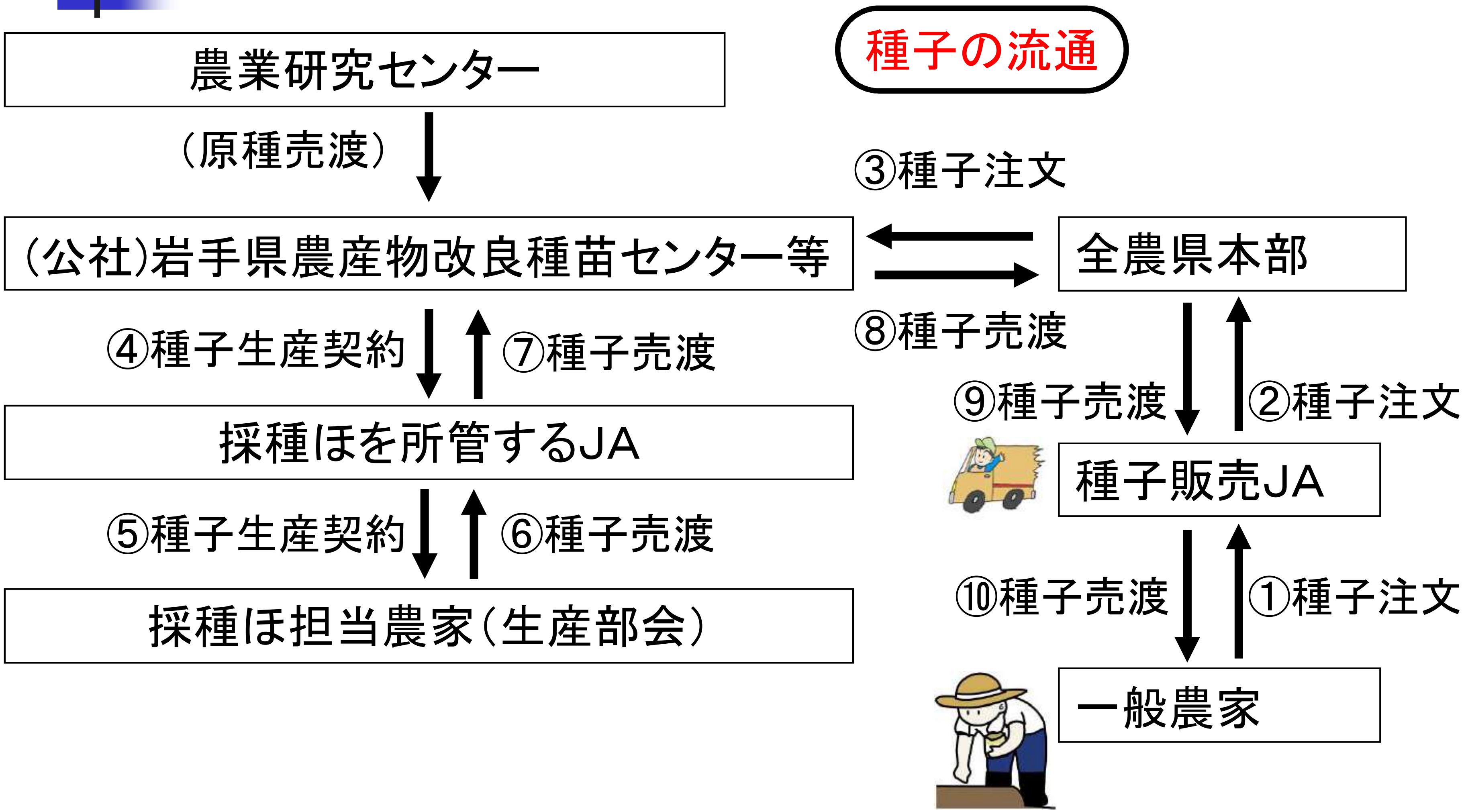
種子の流通
農業研究センター
（原種売渡）
(公社)岩手県農産物改良種苗センター等
④種子生産契約
⑦種子売渡
採種ほを所管するJA
⑤種子生産契約
⑥種子売渡
採種ほ担当農家（生産部会）
③種子注文
⑧種子売渡
全農県本部
⑨種子売渡
②種子注文
種子販売JA
⑩種子売渡
①種子注文
一般農家

4　本県の種子生産体制

ほ場指定と原種の流通

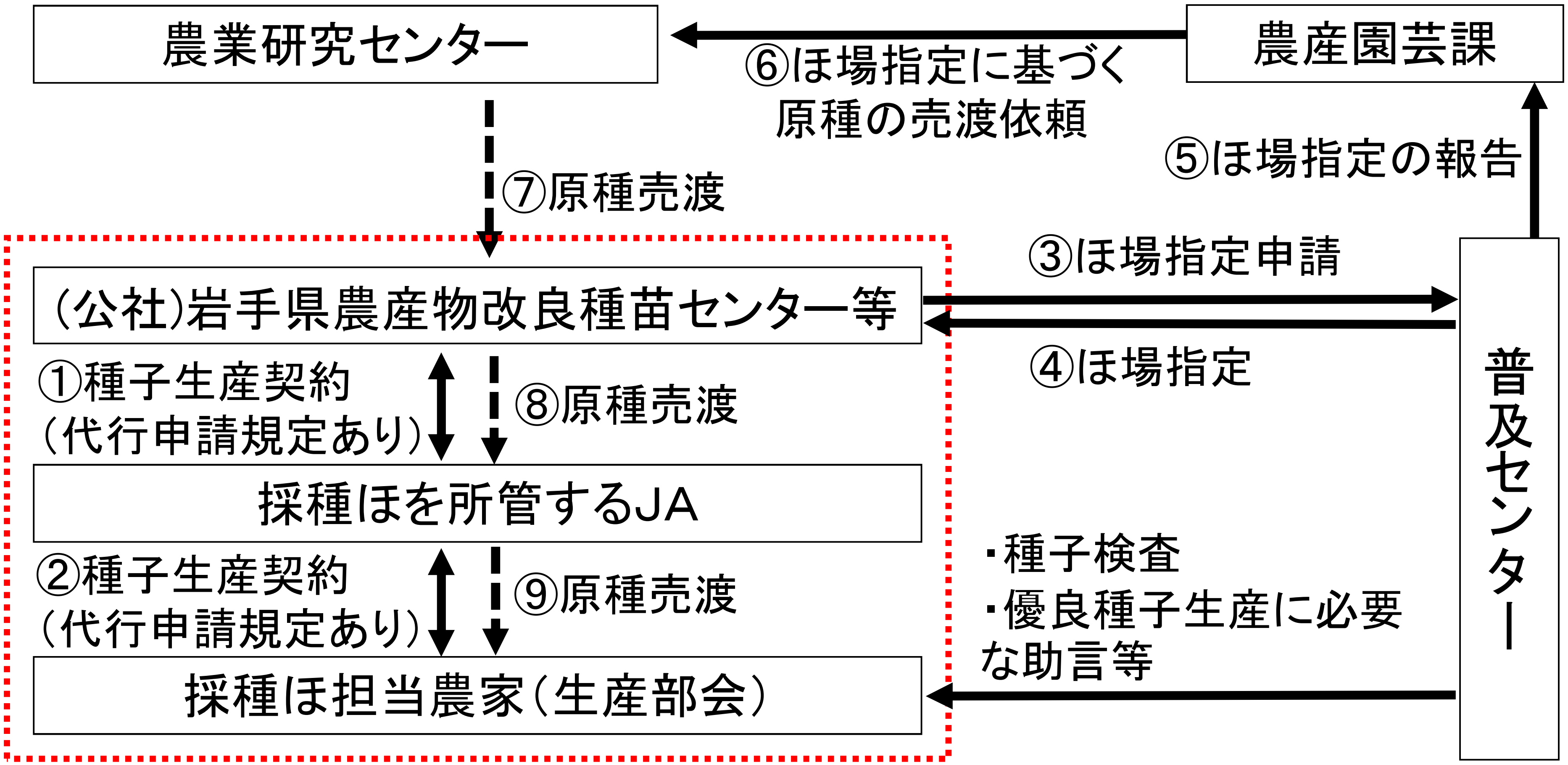

秋田県

■ 主要農作物の原原種から一般種子生産までの流れ

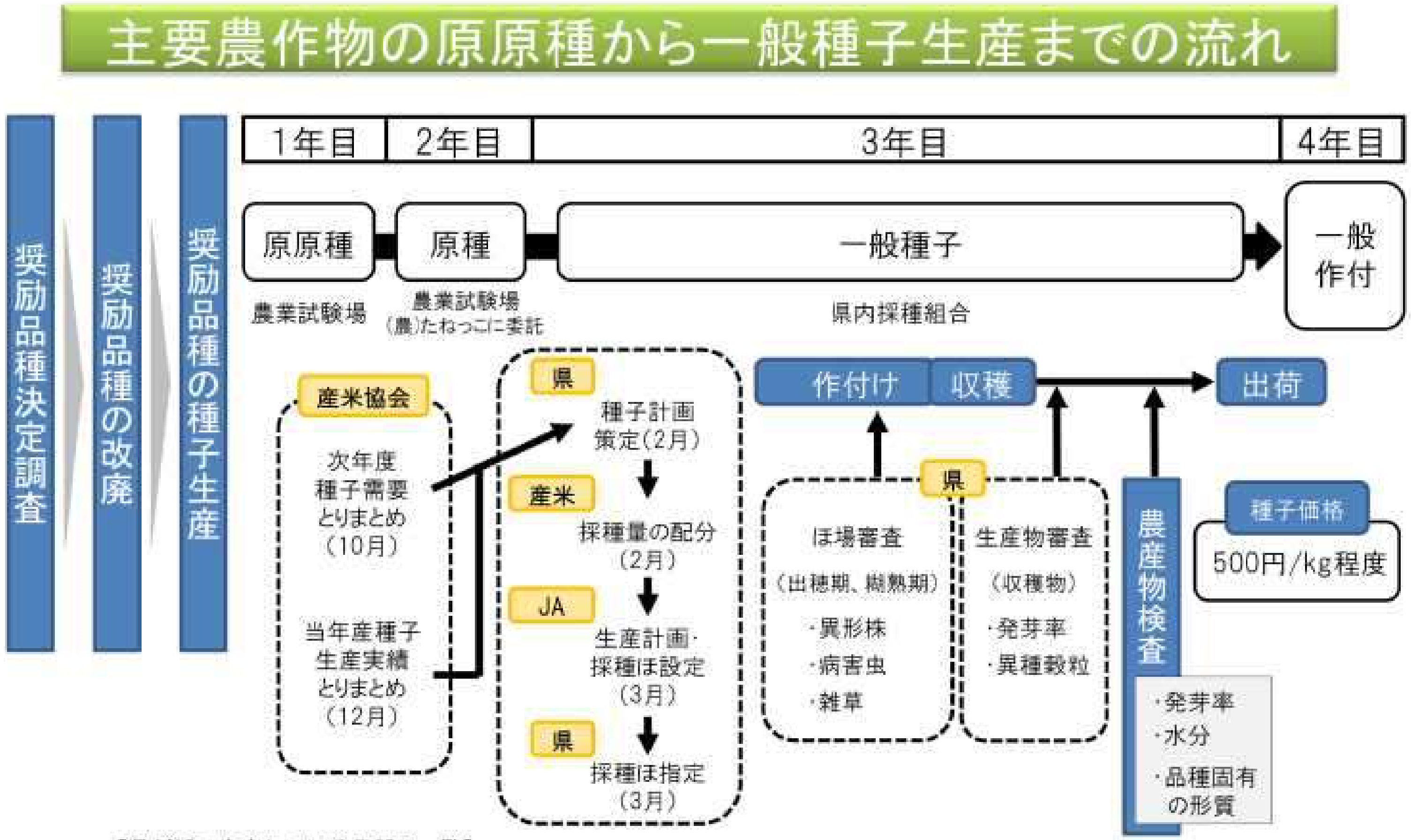

【県が種子生産している品種の一覧】

	種類	用途	品種名
水稲 13品種	うるち(11)	主食用米(8)	秋のきらめき、あきたこまち、めんこいな、ひとめぼれ ゆめおばこ、ササニシキ、つぶぞろい、淡雪こまち
		酒造好適米(2)	美山錦、秋田酒こまち
		多用途(1)	秋田63号
	もち(2)		たつこもち、きぬのはだ

主要農作物（水稲・大豆・麦）の優良種子の安定供給への取組

令和5年6月　福島県農林水産部

主要農作物種子法の廃止(H30.4.1)

日本人の主食である米をはじめ、大豆、麦の**主要農作物の優良種子の安定供給**は**農業振興上、最も基本的で重要な取組**

＋

長い時間を掛けて育成した**優良品種は知的財産の粋**

このため

福島県の対応（H30.4.1～）

「福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」を令和4年4月1日に施行し、揺るぎなく優良種子の安定生産に取り組んでいく

福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱（R4.4.1改正）

「主要農作物種子法」に代わり、県が
①「奨励品種の決定」、②「原種等の生産と配付」、③「一般種子の品質確保（検査）」を実施することを定める。

- **①福島県主要農作物奨励品種決定要領**（R4.4.1改正）
- **②福島県原種･原原種生産及び配付要領・運用**（R4.4.1改正）
- **③福島県主要農作物種子検査要領・運用**（R4.4.1改正）

～優良種子の安定供給フロー（水稲の場合）～

農業総合センター

（郡山市、会津坂下町、相馬市）

「原原種(げんげんしゅ)」
24a

（福笑い、コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶ、チヨニシキ、里山のつぶ、まいひめ、ふくひびき、福乃香、夢の香、こがねもち、あぶくまもち）

「原種(げんしゅ)」
4.74ha

（福笑い、コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶ、チヨニシキ、里山のつぶ、まいひめ、ふくひびき、福乃香、夢の香、こがねもち、あぶくまもち）

異型排除作業

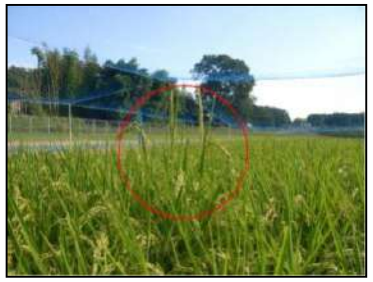

異型の例（長稈）

県内８か所の「種子場(たねば)」

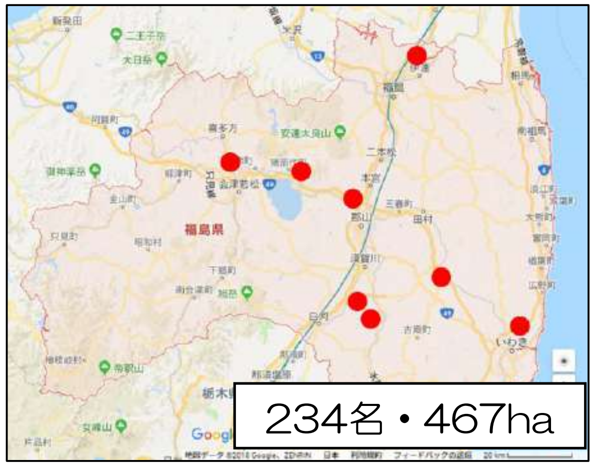

234名・467ha

「種子(たね)」を作る農家：
高度な技術(わざ)＋伝統に裏付けられた自信(プライド)
⇒「優良種子」づくり

約210万kgの種子（約60,000ha分）が一般農家へ

消費者へ

種子の生産

種子生産のながれ

1. 原原種・原種の生産

県農業研究所では奨励品種の原原種を、当公社では原種を、生産し品種固有の特性や形質・純度の維持に努めています。
種子は低温貯蔵庫で保管し、種子の品質を高く保っています。

種子は、何重にも厳しいチェックが行われます。

原原種栽培 ▶ 原種栽培 ▶ 種子栽培 ▶ 一般栽培（農家）

茨城県：農業研究所
品種の維持管理をします

茨城県原種苗センター（当公社が受託）
原原種から純粋な種子の増殖をします

JA：採種農家（当公社が委託）
・種子生産ほ場の指定（県知事）
・ほ場審査・生産物審査
（県知事指定種子審査員）
・種子検査（農産物検査員）
※各JAへはJA全農いばらきを通じて配布

2. 採種ほにおける種子生産

採種ほ場の指定と生産計画

●各市町村穀物改良協会が策定した種子更新計画書を県農林振興公社穀物改良部に提出します。

●市町村種子更新計画に基づき、県・JA全農いばらき・集荷団体・種子場JA・県農林振興公社穀物改良部で構成する
種子生産委託会議において品種別採種数量（面積）を決定します。（種子生産委託会議…稲：2月／麦：10月／大豆・そば：4月）

●種子は、県が指定した「ほ場」で生産されます。

穀物改良部
種子の生産
種子生産のながれ
種子供給のながれ
採種地マップ
水陸稲・麦・大豆
常陸秋そば
常陸大黒
原種の生産
生産振興と消費宣伝
穀物改良部機関誌
穀物改良

茨城県農地中間管理機構

採種ほ場の管理

①採種適地の選定　②土づくり、排水対策　③肥培管理、倒伏防止、適期刈取り　④病虫害、雑草防除　⑤異株抜き　⑥混種防止

品質向上対策

種子の品質向上のため、採種部会協議会等を開催し、生産者の意識の向上や生産技術の高位平準化を推進し、種子の品質向上を図っています。
種子の品質確認のため混種確認ほ場を設置し、優良種子生産に努めています。

審査・検査

①生産ほ場の指定　②ほ場審査　③生産物審査　④農産物検査

優良な種子とは
①高い純度　②高い発芽率　③充実した粒　④健全な種子（種子伝染性病害がないこと）
であることが必要な条件です。

農林振興公社の主な取扱種子

水陸稲（コシヒカリ・あきたこまち・ふくまるSL・マンゲツモチ）、　飼料用（夢あおば・月の光）
麦類（さとのそら・カシマムギ・カシマゴール・ミカモゴールデン・キラリモチ）　大豆（里のほほえみ・納豆小粒）　そば（常陸秋そば）

種子供給のながれ

生産から配布までの流れ

茨城農林振興公社広報誌
穀物改良部機関誌
穀物改良

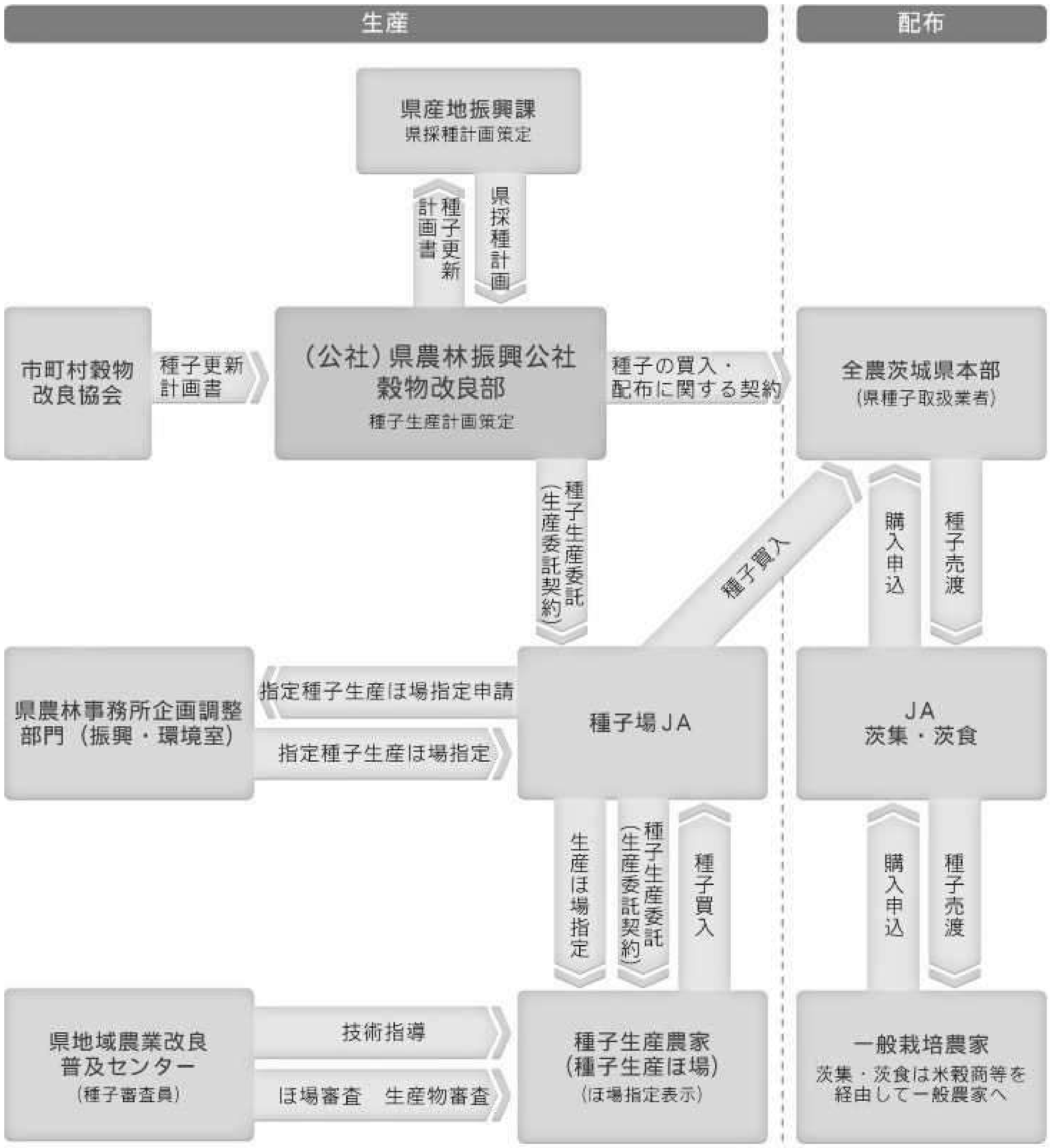

種子の保管・安定供給

種子の品質保持・安定供給を図るため、低温倉庫で保管・備蓄しています。

種子の予約申込の実施

無駄な種子を無くし、種子の安定供給を図るため、種子の予約申込を実施し、当用種子には割増し価格を設定しています。

採種地マップ

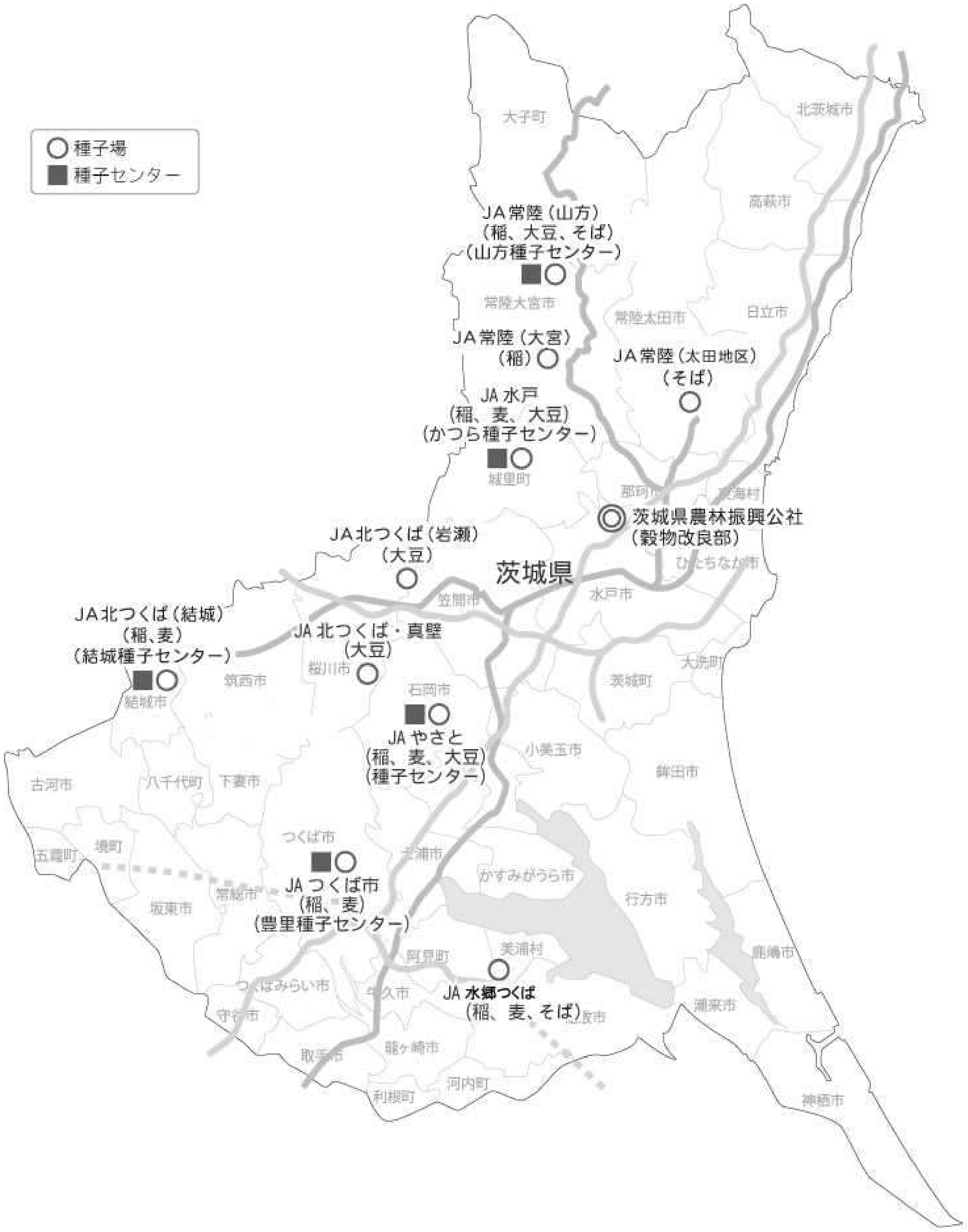

総務企画部

- 概要、組織体制、沿革、情報公開
- リンク集
- アクセス、お問い合わせ

農地中間管理事業部

- 事業の仕組み
- 農地を貸したい、借りたい
- 農地を売りたい、買いたい
- 各地域連絡先一覧

担い手支援部

- 茨城県新規就農ポータルサイト（茨城就農コンシェル）
- 地域農業の活性化支援
- 6次産業化を進めたい！
- 農地造成、畜産振興

穀物改良部

- 種子の生産
- 原種の生産
- 生産振興と消費宣伝

園芸振興部

- 事業概要
- 品目別振興対策協議会のご紹介

林業緑化部

- 森林整備支援・森林資源の調査
- 森林の利活用計画
- 林道等の測量・設計
- 林地崩壊箇所の調査・測量・設計

施設管理部

公益社団法人 茨城県農林振興公社（茨城県農地中間管理機構）

〒311-4203 茨城県水戸市上国井町3118番地1　TEL：029-239-7131　FAX：029-239-7097

Copyright (C) 2016 公益社団法人 茨城県農林振興公社.

主要農作物種子生産体制について

岐阜県主要農作物種子条例に基づき、関係団体等と連携して、これまでの体制を活かしながら、引き続き優良な種子の生産及び普及に取り組む。

県

農産園芸課
- 奨励品種決定調査（調査計画）
- 生産計画の策定
- 採種計画に関する協会との調整
- 関係機関との調整
- 原種ほ場の指定（指定原種ほ）

農業技術センター 中山間農業研究所
- 奨励品種決定調査（基本調査）
- 原原種・原種（一部）生産・供給
- 種子生産に関する助言・指導

原原種・原種

農業経営課 →（助言・指導）→ 農林事務所
- 奨励品種決定調査（現地調査）
- 指定原種・一般種子生産ほ場の審査（ほ場審査・生産物審査）
- 種子生産に関する助言・指導

協議

岐阜県種子生産体制強化対策協議会
（JA・採種組合等・全農・米改・県）

協議

生産実施計画

原種ほ場の指定
審査（生産等基準の確認）
指導・助言

（一社）岐阜県米麦改良協会
- 種子需給計画調整
- 種子生産体制対策協議会
- 採種計画の作成
- 種場農協との採種計画の調整

調整・指導

全農岐阜県本部
- 種子買入販売業務
- 価格協議

種子生産委託

種子買入

種子販売

種子注文

種場JA ⇒ 採種組合等（生産委託）

指定原種 → **一般種子**

- 指定原種生産実施計画の作成・申請
- 一般種子生産実施計画の作成・報告

【水稲】
・採種農家

【小麦】
・採種農家

【大豆】
・採種農家

【乾燥調製施設】

JA等種苗業者
- 岐阜県米麦改良協会への種子の申し込み
- 農家への種子販売

種子注文販売

一般農家
- 稲、麦類、大豆の生産

静岡県

採種事業と種子流通の流れ

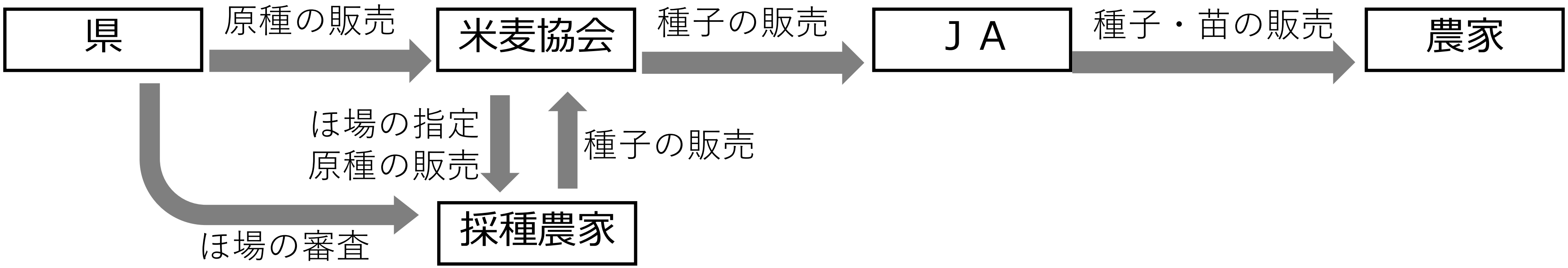

主要農作物種子対策について

愛知県の主要農作物（稲・麦・大豆）の優良な種子の生産及び供給に関する取組みは、2020年4月1日に施行された「主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例」に基づき実施されています。

愛知県農業水産局			
農林水産事務所	農政部農業経営課	農政部園芸農産課	農業総合試験場
⑩ほ場・生産物審査 ⑪勧告・助言・指導	⑦奨励品種の決定 ⑫知的財産権の取得	⑧種子計画の策定 ⑫育成　⑬理解増進	⑥優良な品種の開発 ⑨原種等の生産

- 農林水産事務所 → 審査・指導 → 一般種子生産者
- 農政部園芸農産課 ⇔ 種子生産の協議 ⇔ 採種団体（愛知県米麦振興協会）
- 農業総合試験場 → 原種配布 → 採種団体（愛知県米麦振興協会）
- 採種団体（愛知県米麦振興協会） → 種子生産の委託 → 一般種子生産者

※番号は条例の条数を示す

主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例（一部抜粋）

目的（第一条）

主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

基本理念（第三条）

1 主要農作物の品種の開発は、主要農作物の種子の生産とあいまって、主要農作物の優良な種子の安定的な供給に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

2 主要農作物の種子の生産及び供給は、主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給が、消費者への安全で安心できる食糧の安定的な供給に不可欠なものであるという認識の下に行われなければならない。

3 主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給は、県民の理解を得つつ、県、採種団体、一般種子生産者その他の関係者の相互の連携の下に行われなければならない。

県の責務等（第四条及び第五条）

県は、基本理念にのっとり、主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する（第四条）。
採種団体は、基本理念にのっとり、奨励品種の優良な一般種子の安定的な供給に努めるものとする（第五条）。

問い合わせ先

農業水産局農政部園芸農産課（稲・麦・大豆グループ）　TEL.052-954-6420
■主要農作物種子対策の全容について　■一般種子の生産について　■研修について
主要農作物種子対策Webページ　https://www.pref.aichi.jp/engei/shushi/index.html

農業水産局農政部農業経営課（技術調整グループ）　TEL.052-954-6410
■品種開発の概要について　■奨励品種の決定について　■原種等の生産について

農業総合試験場（作物研究部・山間農業研究所）作物研究部　TEL.0561-62-0085
山間農業研究所　TEL.0565-82-2029
■品種開発の詳細について

愛知県

主要農作物種子対策事業の全体像

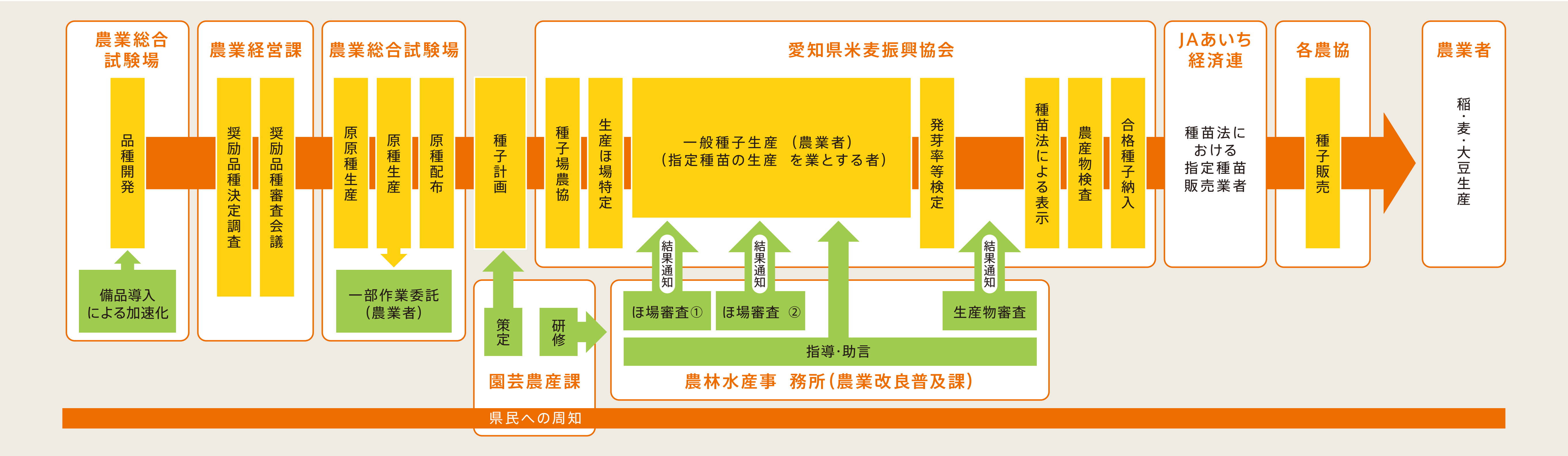

優良な品種の開発（第六条）

1 県は、県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、県内の気象、土壌その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発を行うよう努めるものとする。

2 1の開発のため、民間事業者等との連携に努めるとともに、主要農作物の多様な種子の収集及びその特性の評価を行い、並びに有用な遺伝資源を蓄積し、及び利用するものとする。

※主要農作物のうち、稲・麦の品種開発を愛知県農業総合試験場が実施しています。

奨励品種の決定（第七条）

県は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種として奨励品種を決定するものとする。
【対応する要領】
主要農作物奨励品種決定要領、主要農作物奨励品種決定調査実施要領、主要農作物奨励品種審査会議開催要領

種子計画の策定（第八条）

県は、毎年度、奨励品種の一般種子の生産に関する計画（種子計画）を策定するものとする。

原種及び原原種の生産等（第九条）

県は、ほ場の設置等により奨励品種の原種及び原原種の生産を行うものとする。
【対応する要領】原種配布査定会議開催要領

ほ場審査及び生産物審査（第十条）

一般種子生産者は、奨励品種の一般種子の品質を保つため、奨励品種の一般種子を種子計画に基づき生産するほ場（一般種子生産ほ場）の範囲を特定し、審査（ほ場審査及び生産物審査）を受けなければならない。
【対応する要領】主要農作物種子審査要領

※農林水産事務所（農業改良普及課）が一般種子の審査をしています。

勧告等（第十一条）

県は、採種団体又は一般種子生産者に対し、奨励品種の優良な一般種子の生産及び供給のために必要な勧告、助言及び指導を行うものとする。

主要農作物の優良な種子の安定的な供給に関する施策の充実（第十二条）

県は、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図るため、主要農作物の種子の生産及び供給に係る者の育成及び確保、主要農作物の種子の生産及び供給の体制の整備、県が開発した主要農作物の優良な品種に係る知的財産権の取得その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

※主要農作物の種子の生産に関わる者の育成及び確保のため、園芸農産課が研修を実施しています。

県民の理解の増進（第十三条）

県は、主要農作物の優良な種子の安定的な供給の重要性について県民の関心と理解の深めるため、主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する啓発及び知識の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

財政上の措置（第十四条）

県は、主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

委任（第十五条）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。